

日本医療機能評価機構認定病院

□独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センターは、第三者評価として公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価審査体制区分3（Ver.1.1）に、平成29年3月3日付けで認定されました。

（認定機関：平成29（2017）年3月3日から平成34（2022）年3月2日）



□この病院機能評価は病院が組織的に医療を提供するための基本的な活動（機能）が、適切に実施されているかどうかを評価するものです。

中立的・科学的な第三者機関として設立された公益財団法人日本医療機能評価機構が審査を行い、機構の定める認定基準を満たした病院に対して認定証が発行されるものです。

□審査内容として病院機能評価は4つに分類され、病床の規模・機能・性格で分類されます。

●患者中心の医療の推進（第1領域）

- ・病院組織の基本的な姿勢
- ・患者の安全確保等に向けた病院組織の検討内容、意思決定

●良質な医療の実践1（第2領域）

- ・病院組織としての決定された事項の診療・ケアにおける確実で安全な実践

●良質な医療の実践2（第3領域）

- ・確実で安全な診療・ケアを実践するうえで求められる機能の各部門における発揮

●理念達成に向けた組織運営（第4領域）

- ・良質な医療を実践するうえで基盤となる病院組織の運営・管理状況

□上記4項目で書面審査・訪問審査が行われ、審議の結果、所定の認定基準を満たしていると認定されました。

当院では、これからも【私たちは皆様の人権を尊重し、質の高い医療を提供します】の理念の元に地域に貢献していきます。